

# —— 免除の対象となる届出等一覧 ——

下表の(1)～(3)に掲げる機械等の設置等についての届出(労働安全衛生法第88条第1項又は第2項)及び(4)の機械等についての設置等についての報告(労働安全衛生法第100条第1項)が免除されます。なお、(3)に掲げる機械等(特定機械等)に関する検査(落成検査等)は省略されません。

(1) 労働安全衛生法施行令第24条に定める事業場における建築物等((2)から(4)までに掲げるもの及び労働安全衛生規則第84条の2に定める建築物等を除く。)	
(2) 労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(同令第84条の2及び第89条に定める機械等を除く。)	動力プレス(機械プレスでクランク軸等の偏心機構を有するもの及び液圧プレスに限る。)
	金属その他の鉱物の溶解炉(容量が1トン以上のものに限る。)
	化学設備(製造し、若しくは取り扱う危険物又は製造し、若しくは取り扱う引火点が65度以上の物の量が厚生労働大臣が定める基準に満たないものを除く。)
	乾燥設備(労働安全衛生法施行令第6条第8号イ又はロの乾燥設備に限る。)
	アセチレン溶接装置(移動式のものを除く。)
	ガス集合溶接装置(移動式のものを除く。)
	機械集材装置(原動機の定格出力が7.5キロワットをこえるものに限る。)
	運材索道(支間の斜距離の合計が350メートル以上のものに限る。)
	軌道装置
	型わく支保工(支柱の高さが3.5メートル以上のものに限る。)
	架設通路(高さ及び長さがそれぞれ10メートル以上のものに限る。)
	足場(つり足場、張出し足場以外の足場にあつては、高さが10メートル以上の構造のものに限る。)
	有機溶剤中毒予防規則第5条又は第6条の有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置(移動式のものを除く。)
	鉛中毒予防規則第2条、第5条から第15条まで及び第17条から第20条までに規定する鉛等又は焼結鉍等の粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置
	労働安全衛生法施行令別表第5第2号に掲げる業務に用いる機械又は装置
	特定化学物質障害予防規則第2条第1項第1号に掲げる第一類物質又は同令第4条第1項の特定第二類物質等を製造する設備
	特定化学設備及びその附属設備
	特定第二類物質又は特定化学物質障害予防規則第2条第1項第5号に掲げる管理第二類物質のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備
	特定化学物質障害予防規則第10条第1項の排ガス処理装置であつて、アクロレインに係るもの
	特定化学物質障害予防規則第11条第1項の排液処理装置
	電離放射線障害防止規則第15条第1項の放射線装置(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第12条の5第2項に規定する表示付認証機器又は同条第3項に規定する表示付特定認証機器を除く。)、同令第15条第1項の放射線装置室、同令第22条第2項の放射性物質取扱作業室又は同令第2条第2項の放射性物質に係る貯蔵施設
	事務所衛生基準規則第5条の空気調和設備又は機械換気設備で中央管理方式のもの
	粉じん障害防止規則別表第2第6号及び第8号に掲げる特定粉じん発生源を有する機械又は設備並びに同表第14号の型ばらし装置
粉じん障害防止規則第4条又は第27条第1項ただし書の規定により設ける局所排気装置又はプッシュプル型換気装置	
特定石綿等の粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備	
(3) 特定機械等	ボイラー、第一種圧力容器、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト、ゴンドラ
(4) その他の機械等	小型ボイラー、クレーン(つり上げ荷重が0.5トン以上3トン未満(スタッカー式クレーンにあつては、0.5トン以上1トン未満)のもの)、デリック(つり上げ荷重が0.5トン以上2トン未満のもの)、エレベーター(積載荷重が0.25トン以上1トン未満のもの)、簡易リフト

**中小企業の場合、認定を受けた事業者の方は、継続メリットの適用を受ける際に、メリット増減幅が最大±45%となる特例メリット制の適用申請ができます。**

(注) 特例メリットの申請ができる中小企業とは、常時300人(金融業若しくは保険業、不動産業又は小売業については50人、卸売業又はサービス業については100人)以下の労働者を使用する企業です。申請は監督署長の認定を受けた年度の次の年度の4月～9月です。(詳しくは最寄りの労働局又は労働基準監督署にお問い合わせ下さい)

このパンフレットに関するご質問は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。